

茨城県庭園樹協会会則

(名 称)

第 1 条 この会は茨城県庭園樹協会と称する。

(構 成)

第 2 条 本会は茨城県内の庭園樹生産者をもって構成する。ただし本会の趣旨に賛同し、役員会の承認をうけた者は、生産者以外でも会員となることができる。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は会員相互の連けいのもとに、緑化樹生産事業の安定的発展をはかり、緑化運動を推進して、緑豊かな生活環境を造成し、あわせて産業経済の進展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

緑化樹生産技術を高めるための指導
緑化樹生産に関する調査研究
緑化樹のあっせん、販売等
その他本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第 5 条 本会の事務所は水戸市に置く。

(役員等)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- 2 理事 30 名以内、監事 2 名
- 3 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、1 名を常任理事とする。
- 4 理事及び監事は総会において選任する。
会長、副会長、常任理事は理事の互選による。

第 7 条 会長は、本会を代表し、会議の議長となり総会及び役員会の決定にしたがって会務を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 常任理事は会長の指示にしたがい、事務事業を執行するものとする。
- 4 監事はこの会の会計及び会務を監査する。

(任 期)

第 8 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(職 員)

第 9 条 本会に次の職員をおくことができる。

- 2 職員は会長が任免する。
- 3 職員は会長の命を受けて事務に従事する。

(顧問)

- 第 1 0 条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は会長が委嘱する。
 - 3 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(会議)

- 第 1 1 条 会議は総会及び役員会とする。
- 2 総会は年 1 回、会長がこれを招集する。ただし会長において必要があると認めるときは臨時にこれを招集することができる。
 - 3 役員会は随時会長が招集する。
- 第 1 2 条 総会は役員及び代議員をもって構成する。
- 2 代議員は、各支部ごとに会員 1 0 名につき 1 名の割合で選任するものとする。ただし 1 0 名に満たない場合も 1 名を選任することができる。
- 第 1 3 条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- 事業計画及び収支予算
 - 事業報告及び収支決算
 - 会費の徴収及びその方法
 - 会則の変更
 - 役員を選任
 - その他役員会において必要と認める事項
- 第 1 4 条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(支部長及び部会)

- 第 1 5 条 本会に農林事務所に支部を置くものとする。
- 2 支部の運営は別に定める。
- 第 1 6 条 本会に専門的事項を調査、執行するために必要に応じて、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の運営は別に定める。

(会計)

- 第 1 7 条 本会の経費は、会費、寄附金及び補助金その他の収入をもってこれに充てる。
- 第 1 8 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。

(その他)

- 第 1 9 条 本会の会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(附 則)

この会則は、昭和 5 5 年 8 月 9 日から施行する。

平成 21 年 7 月 15 日一部改正